平成２５年（フ）第１１８３号
福岡市早良区昭代２丁目６番18号
債務者　後藤　　学
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３２号
大阪市中央区農人橋１丁目１番29―708号
債務者　前田　　悟
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６３号
福岡市早良区星の原団地34番403号
債務者　山下まゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６７号
福岡市中央区笹丘１丁目33番25―511号
債務者　篠田　茂雄
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７８号
福岡市中央区薬院２丁目４番５号
債務者　武末有希子（旧姓光安）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３００号
福岡県大野城市上大利２丁目７番25―513号光第５ビル
債務者　山田　仁利
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４１号
福岡市博多区吉塚３丁目16番14号
債務者　伊藤　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６７号
福岡県筑紫野市上古賀３丁目１番28号
債務者　柴田　一男
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１１号
福岡市東区香椎１丁目10番５―402号
債務者　大里　静香
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１７号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目16番10―411号
債務者　高橋　景子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９５号
沖縄県宜野湾市字宇地泊87番地　メゾン輝多香202号
債務者　比嘉　　満
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９２号
仙台市太白区鹿野３丁目22番14号　第１コーポスガイ101、従前の住所仙台市太白区向山２丁目８―17
債務者　日野　文子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
仙台市青葉区八幡１丁目４番22―501号、従前の住所仙台市青葉区八幡１丁目３番30号エクレール広瀬102
債務者　大沼百合子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―403号、住民票上の住所宮城県塩竈市清水沢２丁目15番15号　鈴木方
債務者　高平　信恵（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
仙台市太白区桜木町39番12号　ふきのとうⅠ―107
債務者　柿本　祐介
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
仙台市青葉区川平３丁目34番５―403号
債務者　抜山　摩理
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
山形県鶴岡市三瀬丁175番地10
債務者　石塚　貴幸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部